

〔学位論文審査報告〕

申請者氏名 松井克明

申請学位 博士(経済学)

論文題目 米国州における企業課税改革の研究

— 課税ベースをめぐる議論を中心に —

2021年7月14日

審査委員

主査(氏名) 池上 岳彦 ⑩

副査(氏名) 関口 智 ⑩

副査(氏名) 金子 勝 ⑩

副査(氏名) 川瀬 憲子 ⑩

(静岡大学人文社会科学部教授)

I. 論文の内容の要旨

本論文の課題は、序章「本論文の課題と問題意識」で述べられているように、米国の州における企業課税について、2000年以降の中西部州を事例に、税制改革の背景、展開過程および改革の方向性を検討することにより、州企業課税の意義、役割およびそれらが州ごとの課題に応じて独自に展開される実態を解明することである。また、同章では「ラストベルト」(Rust-belt: 鉄さび地帯)と呼ばれる中西部州の産業構造変化と州・地方財政状況が概観されるとともに、近隣州との租税競争が加速するなかで、従来の理論的枠組みによる議論を超えた企業課税政策の具体的検討が必要になる、という著者の問題意識が表明される。

第1章「米国の企業課税ベースをめぐる議論」においては、企業課税ベースをめぐる議論の歴史と現状について、中央政府と州・地方政府の政府間財政関係および政府間税源配分に焦点を当てて整理され、州企業課税の理論的根拠について、特権説と社会費用配分説からなる利益説、支払能力説等の観点から議論がまとめられる。そのうえで、財産税、取引高税、法人所得税、小売売上税、付加価値税および事業免許税の観点から先行研究が

整理され、最近みられる企業減税・課税免除等およびサプライサイド経済学者の州・地方財政に対する影響について検討される。これにより、企業課税の課税ベースは所得、取引高、小売売上高、付加価値、資産など多様であり、しかもより適切な課税ベースを求めて理論が発展し、また制度上も試行錯誤が繰り返されてきたことが明らかにされる。

第2章「ケンタッキー州の2005年企業課税改革」では、州外事業体および有限責任会社(Limited Liability Company [LLC])などのパススルー事業体への課税に焦点が当てられる。2002年、P. パットン政権(民主党)は企業が「フェアシェア」すなわち税負担の10%を担うべきだと主張した。しかし、E. フレッチャー政権(共和党)の2005年税制改革は事業免許税を廃止し、選択的最小課税計算(Alternative Minimum Calculation [AMC])を導入した。これは①純利益税、②取引高税と粗利益税の少ない方、③最小税額、のうち最大額を納める制度だった。しかし中小企業が反発したため、AMCは、①取引高税と粗利益税の少ない方、②最小税額、のうち多い方を納める有限法人税(Limited Liability Entity Tax [LLET])に修正された。同章では、LLETが州外事業体とパススルー事業体にも適用され、消費型(仕向地基準)

取引高税が組み込まれたが、企業負担は増大せず、また複数州で活動する企業の所得を州内売上高のみに基づいて各州に配賦する単一売上高基準がとられ、移出企業の負担が軽減されたことが重視される。

第3章「ミシガン州の2007年、2011年企業課税改革」では、自動車産業の中心地ミシガン州において、自動車産業の政策要求と業績が税収に大きく影響することをうけて企業課税改革が行われてきたことが検討される。同州は、1976年に加算法消費型付加価値税である単一事業税（Single Business Tax [SBT]）を導入したが、企業への税制優遇を重ねて制度が複雑化したために、J. グランホルム政権（民主党）の2007年税制改革では修正取引高税（Modified Gross Receipts Tax [MGRT]）を含むミシガン事業税（Michigan Business Tax [MBT]）に移行した。ところが、R. スナイダー政権（共和党）の2011年税制改革では、MBTが法人所得税に再転換された。法人所得税はC法人に限定して税率6%で課税されるが、S法人とパススルー事業体は個人所得税の対象となる。これは近隣州との租税競争を重視した改革であった。また、償却資産税が廃止され、代わりに個人所得税が増税された。同章では、企業課税改革が、大企業から中小企業へ、企業課税から個人所得税、移入税へと課税の重心をシフトさせたことが解明されている。

第4章「インディアナ州の2014年企業課税改革」では、償却資産税の改廃をめぐる議論と企業への税制優遇に焦点が当てられる。F. オバノン政権（民主党）の2002年税制改革では、居住用資産税額控除が拡充され、2004年の州憲法改正により棚卸資産は非課税とされた。M. ダニエルズ政権（共和党）の2007年税制改革では、財産課税のキャップを超えた場合に税が還付されるサーキットブレイカーが設けられ、その代替財源として選択的的地方所得税（Local Option Income Taxes [LOITs]）が設けられた。M. ペンス政権（共和党）の2014年税制改革では、地方政府ごとに2万ドルまでの償却資産への課税除外が可能になり、また、郡の

経済再生特区における新規設備への課税免除を従来の10年から20年に拡大する大型課税免除が設けられた。さらに、法人所得税率が6.5%から4.9%へ引き下げられた。同章では、この改革により個人所得税へ税負担がシフトしたこと、償却資産税の課税免除拡大が税収を不安定化させ、また大型課税免除による雇用増加は一時的なものだった可能性があることが指摘される。

第5章「オハイオ州の2005年企業課税改革」では、2000年代前半の景気後退への対処が必要だったと同時に、大企業の租税回避行為など法人事業税の問題点が明らかになったことをうけて、オハイオ州がパススルー事業体への課税、近隣州との租税競争および雇用創出の観点から企業課税改革に取り組んだ動きが分析される。B. タフト政権（共和党）の2005年税制改革は、法人事業免許税と償却資産税を廃止し、代わりに営業活動税（Commercial Activity Tax [CAT]）を導入する改革を行い、「この地域で最も法人実効税率が低い州」として企業誘致を積極的にアピールした。CATは、州外事業体に課税義務を課すためにネクサス概念を拡張するとともに移出企業の税負担を軽減するために、単一売上高基準を採用した消費型（仕向地基準）取引高税であり、州内で「販売する権利」への応益課税であることを課税根拠としたが、州内投資の誘因策といえる。その後、テキサス州、ネヴァダ州、オレゴン州が取引高税を導入し、さらに数州が取引高税導入を検討しており、CATの考え方が広まってきた、と同章は指摘する。

第6章「イリノイ州の2019年企業課税改革」では、組織形態の多様化とタックスシェルターの急増に対応しようとするイリノイ州の動向が分析される。2007年にはR. ブラゴジェビッチ政権（民主党）が消費型（仕向地基準）取引高税導入を提案したが、その試みは頓挫した。その後、個人所得税と法人所得税の時限付き増税が行われたが、J. B. プリックカー政権（民主党）は2019年に抜本的税制改革として、法人事業免許税の2024年までの段階的廃止、個人所得税の累進課税化、法人所

得税の税率引上げなどを提案し、州議会で可決された。ただし、州憲法において所得税は単一税率と規定されている。2020年、その累進課税化をめざした憲法修正の州民投票は「賛成47%、反対53%」で成立しなかった。同章では、企業の州外逃避を懸念する声に加えて、将来の所得税増税を懸念するパススルー事業体と中小企業の反対、過去の増税による増収が目的通り使われていないという批判、公務員年金積立の不足をめぐる与野党対立などによる州政府への信認の喪失などが改革の阻害要因とされる。

終章「本論文の結論と今後の課題」では、中西部州の企業課税改革があらためて整理され、州企業減税の役割がまとめられる。具体的には、①近年の州企業課税は、産業支援手段としての近隣州への租税輸出が重視されていること、②産業構造の転換に乗り遅れた「ラストベルト」とされる中西部州が企業課税改革を通じて事態の打開を図ってきたこと、③州の企業減税が新自由主義的な成長促進税制改革を唱える A. ラッファアーの影響を受けていること、④税収確保のために個人所得税と一般売上税の歳入構成比が上昇したこと、⑤取引高税を導入する州もあるが、中小企業者からの反発により法人所得税が存続する州もあること、⑥州間の租税競争のために、移出産業などの支持を受けて償却資産税が改廃されていること、⑦償却資産税を教育財政から分離する動きに反発する地方政府が地方所得税などを増税する動きもみられることなどが確認される。

II. 論文審査の結果の要旨

米国の州レベルの企業課税について、中西部州を事例として分析した本論文は、以下の点で研究上の意義をもつ。

第1に、本論文は、連邦制国家である米国における州の企業課税政策の多様性を明らかにした。米国の州税制における主要税目は個人所得税、小売売上税、法人所得税などであるが、州はそれぞれ独自の課税権を行使しており、上記3税目もす

べての州が課税しているわけではない。また、州の企業課税といっても、それは法人所得税に限られるわけではなく、しかも州税制が同一の傾向に収れんするのではなく、州ごとに構築された多様な税制が維持されている。本論文がその点に着目して、州の企業課税のうち従来から重視されてきた法人所得税と事業免許税だけでなく、取引高税、付加価値税、償却資産税なども重要である点を明らかにし、それらの動向、とくに法人所得税、取引高税、付加価値税のうちどれを課税するかをめぐる各州における論争を詳細に分析したことは、独創的な研究として評価される。とくに、オハイオ州が営業活動税として取引高税を導入したことは州税制研究を刺激するとともに中西部以外にも影響を及ぼし、従来から理論的に問題が多いと考えられてきた取引高税を導入する州が増えていることを指摘した点は重要である。

第2に、本論文が検討対象としている米国中西部州は、自動車産業をはじめとする製造業が盛んであるが、産業構造の転換、政策方針の転換に乗り遅れた「ラストベルト」とされている。グローバル化の進行と州際取引としての通商および知識型産業の拡大が従来の税制の限界を顕在化させており、それに対して、各州が固有の利益を最優先する競争的連邦主義の傾向が強まるなかで、中西部州はそれぞれ税制改革を通じて事態の打開を図ろうと試みた。その税制改革は、州政府による産業支援を要求する利益団体の支持を受ける形で行われた。中西部州における2000年以降の企業課税改革の重要な論点は、事業免許税の見直し、取引高税の導入および償却資産税の縮小・廃止の3つであった。事業免許税の見直しをめぐる事例としてはイリノイ州、ケンタッキー州、オハイオ州が、取引高税の導入をめぐる事例としてはイリノイ州、ケンタッキー州、ミシガン州、オハイオ州が、償却資産税の縮小・廃止をめぐる事例としてはミシガン州、オハイオ州、インディアナ州が、それぞれ挙げられる。州はそれぞれ異なるタイプの企業課税を採用しており、それらの分析を行うことにより中西部州の企業課税構想の多様性を解

明した意義は大きい。

第3に、中西部州の企業課税は多様であるものの、企業誘致および雇用維持のために近隣州との租税競争を展開している点では共通する。また、LLCの立法化など、組織形態の多様化が進むとともに、それを利用したタックスシェルターが急増しており、それに対する課税のあり方が問題になってきた。それぞれの州は、州内で生産活動を行って雇手を拡大し、州外で財・サービスを販売する移出企業を優遇しようとする。逆に、州はパススルー事業体が生み出す収益および州外事業体が州内で行う販売活動には課税しようとする。具体的には、州内の企業設備に課されて製造業の負担が重い償却資産税を廃止する、もしくは課税免除を拡大する、複数州で事業を展開する法人の所得を各州に分割して帰属額を決定する配賦方式において資産や支払給与を基準から外して単一売上高基準へ移行する、州内法人だけでなくLLCに代表されるパススルー事業体や州内で営業活動を行う州外事業体も課税対象に含む取引高税を導入する、といった企業課税改革が複数の州で行われている。このように近隣州の施策を取り入れつつも、州外事業体に負担を負わせる租税輸出を含む議論が展開されており、競争的連邦主義の下では企業課税の根拠とされてきた応益原則だけで州企業税制を論じることができなくなっている実態が解明された。さらに、州による償却資産税の課税免除拡大は減収だけでなく税収の不安定化も招き、また課税免除による工業地域の雇用増加も一時的なものだった可能性がある、との問題点が指摘されている点も重要である。

第4に、本論文は、州の税制改革における政策決定過程を詳細に分析している。米国では州レベルにおいても共和党と民主党の二大政党制が機能しており、政権党が交代するたびに前政権の施策を大幅に転換する税制改革がとられる。本論文は、知事を中心とする政権側が税制改革を構想しつつも、税法を決定する州議会の審議過程および利益団体である財界・業界団体の動向にも影響を受けながら税制改革が決定される過程が、州ごとに詳

細に分析されている。それにより、同一名称の政党でも州知事ごとに企業課税改革の方針は異なること、知事の提案が税制改革としてそのまま実現されるわけではないこと、財界・業界団体といっても業種・企業規模によって税制に関する要求が多様であることなどが明らかにされている。また、州が主要な地方税である財産税、とくに償却資産税の縮小・廃止を目指したとしても、代替的な教育財源確保の度合によって州の方針が影響を受けることがあり、また償却資産税の減収に地方政府が反発して税制改革のペースと方向性に影響を与えることもあった。このように地方政府の動向の重要性を指摘したのも本論文の特長である。

第5に、本論文は、租税政策決定における研究者の役割を重視している。州税制を研究する大学もしくはシンクタンクの研究者が、州の委嘱を受けて、もしくは独自の視点から企業課税改革案の提言・論評を行い、それらが政権・政党・世論などに影響を及ぼしている実態が、取引高税、付加価値税、償却資産税などをめぐる議論を事例として分析されている。とくに本論文は、政府活動を極小化して市場原理を貫徹する新自由主義を唱えるサブライサイド経済学者A.ラッファーが減税を最優先する「成長促進税制改革」の観点から「州経済競争力」をランク付けする動きが、財界・業界団体の動きと並んで中西部州の企業減税に影響を与えていることを重視する。

全体としてみた場合、本論文は、米国の企業課税に関する先行研究を整理したうえで、中西部州の企業課税について、所得・付加価値・償却資産価格・取引高・小売売上高などの課税ベースをめぐる改革の動向を詳細に分析し、各州の特徴を解明した財政制度研究であり、その独創性および実証度は高いと判断する。

もちろん本論文には課題も残されている。第1に、企業課税についてそれぞれの州の政策に特徴があり、その相違が存続する理由について、州ごとの政策展開の歴史的背景、租税競争の焦点、産業構造および政策決定上の主要なアクターという視点から、さらに研究を深めるべきである。第2

に、世界的にみれば、企業の租税回避行為および各国の自国企業優遇措置により、法人所得税の課税ベースが浸食されている。それに対して米国の州がそれぞれどのように対応しているか、という観点から研究を進展させることが必要である。第3に、州外企業の州内における販売活動に対して、州は売上税を賦課しようとする。これは、州の公共サービスからの受益に応じた応益課税か、それともネクサス概念の拡張を含む租税輸出かという点を、さらに突き詰めて考察すべきである。第4に、サプライサイド経済学者は州の償却資産課税見直しについて大きな影響を及ぼしたが、提言が実現していない分野もある。影響の濃淡が生じる理由および政策決定におけるアクターの重要度について、施策ごとに分析を深めることが望ましい。

これらの課題に応える方向で本論文の研究をさらに発展させることが望まれるが、それは米国の州財政とくに企業課税政策に関する研究水準を高めることに大きく貢献する本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士論文としての

水準に達していると評価する。

Ⅲ. 最終試験の結果の要旨

(1) 学位論文, およびそれに関連する科目

学位論文審査委員会は、2021年7月8日午後6時40分から最終試験としての口頭試問を実施し、提出された論文およびそれに関連する科目の専門知識について申請者の応答は満足すべきものであると評価し、また申請者が立教大学研究活動行動規範を遵守していることを確認した。その結果、最終試験について合格と判定した。

(2) 外国語

立教大学学位規則第9条の適用により免除する。

Ⅳ. 学位授与の可否 (意見)

松井克明氏に博士 (経済学・立教大学) の学位を授与することを可とする。